

# 手数料二重請求撤廃を

## 判定員の審査基準統一も

日事連



右から日本建業協会会長、三栖会長、伊藤副会長

### 改正建基法の改善要望

#### BCS 設計変更の弾力運用を

建築業協会(野村哲也)は2日、改正建築基準法の施行に伴って、設計・審査業務の停滞が、建築工事の着工や施工の停滞になるとし、国土交通省に抜本的な改善を求める要望書を提出した。

具体的には、▽形式で過大な事務負担を招く添付書類に対する配慮指導▽仕様適合する機器・材料などの変更に対する対応

建築業協会は9月に改正建基法の弾力的運用を

日本建築士事務所協会連合会(三栖邦博会長)は2日、改正建築基準法の円滑な運用に向けた制度改善など、14項目の要望を冬柴鉄三国土交通相に提出した。制度改善では、申請手数料の二重請求撤廃や構造計算適合性判定(ピアチェック)の対象となる建築物を高さや階数で限定することを求めた。また、運用面では指定構造計算適合性判定機関(適判機関)の判定員ごとに審査のばらつきがみられるため、審査基準の統一化を要望した。三栖会長は、「確認審査を過剰に厳格化し過ぎると、国民全体に不利益を及ぼす」ことを強調し、改正法施行に伴う混乱の早期解消を訴えた。

確認申請料の二重請求については、確認審査の厳格化に伴い、申請図書に不備があった場合の再申請時にも初回と同額の手数料を請求されるのは「建築主への過大な負担につながる」と指摘し、撤廃を強く求めている。日事連は要望で、「ほかの申請では申請書類の補正が認められており、申請料が二重に求められる例はない」と指摘し、申請取り下げ時の手数料の一部返却も含めた再申請手数料の合理的な手順を示すよう要望した。

ピアチェックの対象見直しについては、政省令の制定段階で複雑な構造計算方法を使った小規模な建築物も対象にしたことが現場の混乱を招いていることから、改めて高さや階数で対象を限定し

求める見解書を公表、野村会長も一国会省には弾力的運用を求めてきたが、まだ改善されていないこととし、現場の混乱に強い懸念を示していた。

今回の要望書は、会員企業を対象に再度、現場の実態と課題を調査したものをまとめたもので、200項目の具体的な問題点を指摘した資料も提出した。

直すことを求めた。制度運用に対する要望では、適判機関の判定員が個人的な考え方に基いて審査し、構造設計者の考えや手法が認められないケースがあることから審査基準を統一化し、ばらつきを最小限化することを求めた。

同日会見した三栖会長は、要望を受けた国土交通省の対応について「弾力的な制度運用に向けての見解はおおむね一致したが、制度改善については前向きな回答はなかった」と述べた。

国土交通省によると、申請、再申請の手数料は特定行政庁、指定確認検査機関が自由に設定でき、審査機関ごとにばらつきがあるという。

申請料に含まれるピアチェック料金についても、申請取り下げ時に返却するケースとしないケースがあり、指定確認検査機関の多くは返却しているが、ほとんどの特定行政庁は返却していない。同省は要望を踏まえ、日本建築行政会議に申請取り下げ時にピアチェック料金を申請者に返却するよう呼びかける。

住宅着工戸数は「将来元に戻る」冬柴国交相は冬柴鉄三国土交通相は2日の閣議後会見で、耐震強度偽装対策として建築確認を厳格化した改正建築基準法の施行以降、新設住宅着工戸数が落ち込むなどの影響が出ている問題について「(新制度に対する)事務的な処理が不慣れなことによるもの」と指摘し、制度への理解が進むことで「近い将来、元(の水準)に戻る」との考えを示した。

国土省によると、新設住宅着工戸数は7月が前年同月比23・4%減、8月が43・3%減だった。